令和４年度定期監査（後期）の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

１　総務部

課名	指摘事項	措置状況
人事課	給与支給時の共済費の誤控除による返納において、遅延損害金の支払いが生じたが、改めて内容の検証と整理を行い、同様あるいは類似する返納が生じた場合の取り扱いを検討するとともに、チェック体制の強化を図るなど誤りのない事務処理を徹底されたい。	共済費の誤控除による返納について、同様あるいは類似する返納が生じた場合の取扱いを検討し、返納金の調整方法や遅延損害金の支払いについて、令和５年４月から、書面等により本人に確認し、同意を得た上で処理することとした。 また、標準報酬月額の随時改定対象者の判定や給与情報の異動について、複数人で確認作業を行うなど、チェック体制の強化を図った。

２　医療局

課名	指摘事項	措置状況
経営管理部・豊里病院	豊里病院の風疹抗体検査について、国民健康保険団体連合会に対する検査情報の報告及び検査に要した費用の請求が行われていないものがあった。これは病院内での書類管理の不備が原因となっており、未請求は言うまでもないが、本報告漏れがあったことで、市民の受検情報の把握とその後の市民への通知にも影響が及んだものであり、本市全体の事務処理の信用失墜につながりかねない。 本件については、病院事業全体の問題として、同様の事案がないか確認をされ、本事務処理の検証と整理に取り組まれたい。 さらに、事案発覚後、未請求に関する事務処理が停滞しており、関係職員間の連携が不足している経過も伺えることから、一連の事務処理についてのルールを定めるなど、再発防止に向けた取り組みを徹底されたい。	豊里病院において確認された検査情報等の書類管理の不備事案については、再発防止のため、受付窓口、検査・接種現場から請求担当までの予診票の取扱いを見直し、当該業務マニュアルを令和４年５月に改定するなど管理を徹底している。さらに毎月、当該検査委託業者より検査実施者の名簿を提供いただき、突合したうえで請求事務を行うよう改めており、これらの対策を講じた以後においては、同様の事案は発生していない。 また、当該未請求分への対応については、関係機関との調整を行った上で、会計に計上するなど必要となる事務手続きを行っている。 なお、本件を病院事業全体での問題であるととらえ、豊里病院に対しては令和元年度以降の取扱いについて再度確認させるとともに、他の病院においても同様事案の有無についての確認を令和４年５月に行わせた。さらに、事務局長等会議において事務処理ミスに関する再発防止取組方針に係る医療局次長通知を周知し、各所属職員に対する指導・監督の徹底について事務局長等に対し指示を行っている。 さらに、本件発覚後の対応においても、関係職員間での連携が十分に行われず、未請求に関する事務処理が停滞するという事態が生じたことから、所属間や職員間の報告、連絡、相談を徹底させ、迅速かつ適切な事務執行に努めるよう定期的に周知徹底を図っている。